

論文

市民的不服従とウクライナ戦争

寺島 俊穂 (関西大学名誉教授)

はじめに

2022年2月24日に始まったロシアによるウクライナへの侵攻（以下、ウクライナ戦争と表記）で思い起こされるのは、いまだに国際社会において中心的な権力はなく、国際法や国連も十分に機能しないという現実である。国際法は世界法に、国連は世界政府に転換していかねば無法状態を克服できないが、一足跳びにそのような転換が実現するとは考えられず、当面、主権国家を基軸とする国際秩序のもとで安全を確保し、生存を維持していかねばならない。そこで、安全の確保が短絡的に軍備の増強に結びつけられ、侵略の脅威をじかに感じるロシアの近接諸国だけでなく、日本においても軍事力強化の言説が支持されているようである。

しかし、この問題は根源的で長期的な視点から考えていかねばならない。根源的な視点とは、人間を基底に据えて考えるとともに、戦争の本質を捉えることである。長期的な視点とは、戦争はなぜ起こるのか、戦争が起らないようにするにはどうしたらよいかを明らかにすることである。本稿は、市民的不服従と戦争廃絶論の視点からウクライナ戦争を考察し、戦争をなくすための理論を検証し、発展させていくことをねらいとしている。

1. 市民的不服従の視点

戦争と差別に非暴力で立ち向かう抵抗形態としては市民的抵抗と市民的不服従があるが、市民的不服従は、個人を基底にして不正に立ち向かう行為形態であるとともに、個人の尊厳が尊重される社会をつくっていく原動力ともなりうる。市民的抵抗の運動は集団行動であり、集団行動には動員や包摂は付きものであるが、抗議や主張を非暴力的に行なっていくには個人原理の確立がどうしても必要である。動員、包摂とは対照的に、参加は自発的であり、参加したり抵抗したりする決定は個人がベースになっている。もちろん、自発性といっても、まったく誰からも影響を受けないということはないが、最終的に決定する自由は個人に保証されなければならない、ということである。戦争に対する市民的不服従は、個人的には兵役拒否から軍隊内での命令拒否まで、集団的には全面的市民的不服従によって非暴力防衛を可能にする行為形態である。

(1) 市民的不服従の概念

市民的不服従とは、「自らの行為の正当性の確

信のもとに行なわれる非合法行為である。それは、特定の法や政策に自覚的に違反する公的行為であり、自己の良心に照らしてどうしても服しえない公の権力の命令に対してなされる行為である⁽¹⁾と定義できるように、個人個人が起点になって法や政策に背くことに特徴がある。市民的不服従が非暴力で行なわれるのは、マハトマ・ガンディーやマーティン・ルーサー・キングが身をもって示したように、正しい目的は正しい手段で追求しなければ、民衆の支持を得られないからである。

ジーン・シャープは、市民的不服従を198の形態をあげた非暴力行動のなかに位置づけている⁽²⁾が、市民的不服従は、法や政治をつくり変えていく法創造的な行為であるとともに、現代正議論の重要なテーマになっている。また、戦争や差別のような重大な価値剥奪に直面した場合になされ、不正に従わないという、個人の道徳的勇気に支えられているので、哲学的・倫理的にも考察されてきた。

近年の理論動向として、市民的不服従と言っている行為の対象は、特定の法や国策から法令や政策にまで拡がり、市民的不服従の概念には、企業の人権侵害の暴露、組織のなかでの命令や指示への不服従、内部告発にまで及び、ペンタゴン・ペーパーズの公表（ダニエル・エルズバーグ）、NSA（アメリカ国家安全保障局）やCIA（中央情報局）の監視活動の暴露（エドワード・スノーデン）のような機密情報の公開も含まれるようになった⁽³⁾。このように市民的不服従の概念に拡がりは見られるが、戦争と差別の問題、言い換えれば、生命権や人間らしく生きる権利の侵害に対してなされる行為だという核心部分は変わっていない。

(2) 市民的不服従の積極性

市民的不服従は、重大な価値剥奪を契機としてなされる行為であり、そのような状況が押し寄せてこないと発現しないので、消極的あるいは受動的

的な行為形態と見られることも多い。しかし、市民的不服従には、個人個人の多様な生き方、自由な生き方を可能にするという点で積極的な意味があるとと言える。誰しもが人間らしく生きることには価値があり、生命には何にも替えがたい価値があるという前提に立てば、市民的不服従がなぜ重要なか理解しやすくなるだろう。

平和学では、消極的平和とは戦争のない状態のことを指し、積極的平和とは、構造的暴力の克服を意味し、貧困・差別・抑圧と闘っていく動態を指す。後者が、対等で人間らしい生き方をすることを指すのに対し、前者は静態的で、それだけでは十分でないとみなされている。市民的不服従も、同様に受動的な印象をもたれているが、一人ひとりの人間が起点となる意味で当事者にとって積極的な意味をもつだけでなく、社会変革の手段としても有用だと認識されるようになってきた。

兵役拒否は、個人の行為ではあるが、多くの人びとが兵役を拒否したり、兵役から逃れたりしたら、それは一つの政治的な力ともなりうる。実際にベトナム戦争のときには兵役拒否者が20万人以上現れ、戦争終結に向けての圧力となった⁽⁴⁾。不条理と闘い、矛盾をなくしていくことには積極的な意味があるに違いない。戦争は、友人同士、親類同士を友と敵に分ち、殺し合わせる不条理な出来事であり、ふだんは犯罪とされている殺人が戦争では許されるということは、人類社会最大の矛盾であり、克服しなければならない現実である。

2. 市民的不服従の立場から

ウクライナ戦争においても兵役拒否や外国への亡命、脱出などによって戦争を逃れ、安全を確保しようとする人びとは、ウクライナにもロシアにもいる。市民的不服従の一形態である兵役拒否は、徴兵制や動員令が前提になっているので、志願制の場合は当てはまらないが、軍隊内兵役拒否や動員拒否のようなかたちで現れている。人びと

がどのような理由で戦争を拒否するかはさまざまであるが、戦争の本質を捉えておきたい。なぜなら、そこに戦争を拒否する根源的理由が示されているからである。

(1) 戦争の本質を捉える

ロシアの文豪、レフ・トルストイは、「人々は、人殺しという犯罪行為を“戦争”と呼びさえすれば、人殺しが人殺しでなくなり、犯罪が犯罪でなくなると思っている⁽⁵⁾」と、戦争の本質を的確に衝くことばを書いている。戦争においては人を殺しても罪に問われず、集団的価値倒錯が起こる。トルストイはクリミア戦争に砲兵少尉として参戦し、激戦を体験したが、その経験はナポレオン戦争を背景にして主人公たちの人格的成長を描いた大作『戦争と平和』のなかに生かされている。戦争で体験するのは、むごたらしい殺戮の現実である。騎士道精神や道徳的抑制はあっても、戦争は特定の目的をもってなされるので、目的遂行が戦争のなかで優先され、とくに戦況が不利になると道徳的制約はなくなり、残虐な行為が行なわれるようになる。

戦争においては、勝利が目指され、人を殺しても罪を感じないような状態に次第に慣らされていく。歴史上、英雄と呼ばれる人物は殺戮者であることが多かったが、現代では、原爆を投下した軍人を英雄とみなさず、ジェノサイドや戦争犯罪が国際的な非難を受けるようになった。それは、人権思想や人権意識の高まりによるが、いかに人権思想が広がっても、軍隊は命令で動き、軍隊内で命令に背くことは困難である。もちろん、戦争においても殺害や暴行に加わらなかった人がいたことは事実だとしても、集団のなかに自己を埋没してしまうのが一般的である。戦争における敵兵の殺害は、国家という機関によってなされたとみなされ、罪が問われまいということがその背景にある。国家を法人とみなし、国家に行為の責任を帰すという論理操作が行なわれるのである。もちろ

ん、戦争においても民間人を殺してはならない、投降した者は捕虜として扱わねばならない、非人道的な兵器は使用してはならない、などの制約があるとしても、容易にたがが外れることは、ウクライナ戦争を見ても明らかであろう。

戦争の本質は集団殺人にあるのだが、戦争での殺人は罰せられないだけでなく、英雄視されるという二重の道徳基準という矛盾がある。市民哲学者で市民運動家の久野収は、この矛盾がどうしても解けなかったから平和主義者になったのだという⁽⁶⁾。久野が戦時下抵抗を貫けたのは、「譲れない一線」を守ったからであり、それは、久野の場合、思想犯保護観察所へは行かない、「天皇陛下万歳」とか「戦争万歳」ということは決して書かないということであった⁽⁷⁾が、兵役拒否の場合は「人を殺さない」ということである。同調圧力が強い社会のなかで兵役を拒否することは難しいことなので、常日頃から戦争とは何かという問題を考え、戦争拒否を個人倫理として確立しておくことが求められる。

(2) 市民的不服従としての兵役拒否

兵役拒否には、処罰を受けることを覚悟のうえで明示的に兵役を拒否する行為である良心的兵役拒否と、逃亡・失踪や身体毀損などによって兵役を逃れる行為である徴兵忌避（兵役逃れ）があるが、ロシアやウクライナで多く見られるのは徴兵忌避のほうである。

前述したように、戦争から逃れる行為は、それだけでは消極的だとしても、大量に発現したら、戦争を押しとどめる力となる。しかし、それ以前の問題として、戦争に加わらないという個人の決断は尊重されるべきである。すべての戦争を否定するのではなくベトナム戦争という特定の戦争に反対する選択的兵役拒否を擁護する立場から、政治理論家クリスチャン・ベイが「たとえそうせざるをえないとしても、なんのために殺したり、死んだりするかを選ぶ権利ほど基本的な人権はな

い^⑧」と述べているように、すべての権利の基本にある生命権を否定する戦争への参加・不参加の決定は、個人に留保されねばならない。

兵役につかなくとも、空爆やミサイルで殺害されることはある。個人に正当防衛権が認められているように、国家にも自衛権はあり、侵略に対して武力で抵抗することは正当だとみなされている。しかし、国家は生命体ではないのだから、個人の正当防衛権と国家の自衛権を同じレベルで考えることはできない。侵略を受けた場合、殺すか殺されるかという究極の決断を迫られることもありうるが、兵役拒否の根底にあるのは、そのような立場に身を置かないという決意である。「たとえ殺されても殺さない」ということをすべての人に期待することはできないので、そのような状況に身を置かないために、徴兵忌避は正当な行為形態である。

というのも、実際に徴兵され、戦争に動員されると、命令に服従する心理的圧力が強く働き、また、仲間が戦死すると戦闘モードに入り、殺戮に加担してしまうのが、通例だからである。もちろん、そういった極限状況でも「良心の声」に従って命令に服従しない人もいるが、そのような状況に身を置かないほうが望ましいことは、明らかである。それには、戦争を現実的可能性と考え、常日頃から個人原理として戦争拒否を確立しておかないと、戦争から逃げるという決断はできないだろう。というのも、戦争が始まると、強い同調圧力が働き、国策への非協力を貫くことは困難になるからである。

(3) 非暴力的形態での抵抗

ウクライナ戦争は、征服によって国際秩序の変更を目指す、ロシアによる露骨な侵略戦争である。ロシアは、ウクライナの政権転覆、ドネツク、ルガンスクという東ウクライナの二州を独立させ、ロシアの衛星国とすることを目指し、ウクライナ国内に侵攻したのである。短期間で首都

キーウ（キエフ）は陥落すると見られたが、その見込みは大きく外れ、本稿執筆時の2022年10月においても、ウクライナの武装抵抗が続き、反転攻勢の勢いを増している。一方、ロシアは9月に占領地で住民投票を行ない、その結果をもって10月にウクライナの東・南部4州（ドネツク人民共和国、ルガンスク人民共和国、ザポロジエ、ヘルソン）の一方的併合の宣言を行なったが、国際的な承認を得ているわけではない。

ところで、ウクライナでは非暴力抵抗で侵略に対峙するという方策は、検討されなかったようである。非暴力運動は存在し、侵攻後も活動しているが、非暴力防衛が政策として検討された形跡はない。逆に、ロシアによるクリミア併合以後、ウクライナは欧米諸国の軍事的援助を受け、軍備を増強してきた。また、ロシアの脅威を感じ、武力で対抗する姿勢を強めていた。ただ、軍事力で劣るので、軍事同盟であるNATOへの加盟を望んだが、一方で、NATOの東方拡大はロシアにとっては脅威と感じられた。

実際にロシアによるウクライナへの軍事侵攻がなされてからは、欧米諸国は、ロシアに対して大規模な、過去に例を見ない経済制裁や軍事支援を行なったが、直接軍隊を送るような介入は行っていない。それはもちろん、核大国であるロシアと直接、戦闘を交えれば、核戦争にエスカレートするおそれがあるからである。核兵器はいまのところ核保有国同士の戦争を抑止しているが、核を持つ大国が戦争を起せば、その核が他国の直接的な軍事介入をも抑止してしまうということも示した。また、経済的依存関係は戦争を制止できず、逆に、エネルギーや食料を自給できるロシアのような資源大国に対する経済制裁は、制裁国に対しても資源価格高騰を一因としたインフレなど逆効果も及ぼしている。

緊張状態のなかでは人権と民主主義よりも国家としての威信や民族イデオロギーのほうが優位に立ち、ウラジーミル・プーチンにとっては歴史的・宗教的・言語的一体性に基づく旧ソ連時代の

失地回復であり、ロシアで「特別軍事作戦」として始められたように、帝国内での内戦と見られているようである。ウクライナのほうでは、2014年のロシアによるクリミアの併合以来、内戦状態が続いてきたので、その延長線上で武力抵抗が当然視されたのである。しかし、それにもかかわらず、武装抵抗だけでなく、非暴力抵抗も併用され、混合的なかたちで抵抗が続けられていることに注目したい。貿易の停止を含む経済制裁だけでなく、戦車の前に立ち塞がって説得したり、占領後デモをしたり、国内や国外への避難、ロシアでは抗議の辞職、ロシア軍内での命令への不服従、ロシア国内からの大量脱出や亡命など、非暴力的方法も同時に行使されているのである。

(4) 兵役拒否の広がり

ウクライナ戦争は、「プーチンの戦争」と言われるように、プーチンの意志と決断によってなされたものである。直前まで政権内部でも、ましてやロシア軍の内部にも侵攻計画が知らされておらず、徴兵制で徴集された若い兵士たちは軍事演習だと思込まされて、ウクライナ領内に侵攻したわけである。したがって、当然のこととして、ロシア軍のなかでも命令を拒否したり、軍隊から逃れたりする若者が多数出ているし、官職を辞任する人びとも出ている。戦地においても、ロシア軍は、解放軍として迎えられるのではなく民衆の抵抗に遭って、脱走したり、投降したりする者も多く、抗命や命令拒否も多発している。要するに、軍隊内兵役拒否が起こっているということである。

一方、侵略された当初、ウクライナ政府のほうも「国民総動員令」によって、18~60歳の男性には国外退避を認めないという対抗措置をとるとともに、ウォロディミル・ゼレンスキー大統領は「望む国民には武器を渡す」として戦闘への参加を促した。自国領土を不当に侵略されたわけだから、愛国心が高まり、女性も戦争に参加し、年長の世代は軍事訓練を受けた人が多いので、戦闘参

加のハードルも低いと考えられる。逆に、家族と一緒に海外に避難しようとする人は「臆病者」と非難され、国内にとどまるということも起こっている。なかには女装をして隠れて過ごしたり、ウクライナ中を逃げ回っていたりする若者もいると報道された⁽⁹⁾。予期せぬ戦争であったため、また直接攻撃を受けていない地方では、現実には戦争に加わる決心がつかない人びともいたことは想像に難くない。

戦場に動員され、戦争の実態を見て、衝撃を受け、脱走したり、戦闘を拒否したりする場合もある。これは、軍隊内兵役拒否と呼ばれるもので、ロシア兵の側に顕著に見られる現象である。もちろん、ウクライナの側にも脱走兵はいる。「僕は戦うために生まれてきたんじゃない。なにか人助けでもして静かに暮らしたい⁽¹⁰⁾」と、ウクライナ政府軍を脱走した兵士が語っているように、日常道徳に照らして耐えられない現実に直面して逃亡するのは、真つ当なことである。

兵役拒否の実態は戦争が終結しないと正確には把握できないが、2022年9月にロシアで部分的動員令が出されてから、公然とした抗議活動が各地で行なわれただけでなく、国外脱出や徴兵忌避者も格段と増加している。これは、戦争が他人事^{ひとごと}ではなく自分事になってきたからであり、ベトナム戦争のときのアメリカのように、国内の反対によって戦争が立ちゆかなくなる可能性も出てきている。この戦争が終結するにはプーチンが改心するか政権が変わるかなど、ロシア内部での変化が必要であり、そのためにはロシア国内での反対や不服従が最も効果的であることは確かだと思われる。

3. 戦争廃絶論の立場から

ウクライナは武装抵抗しており、それは被侵略国の選択として当然視されているが、それだけしか選択肢はないのだろうか。私が研究してきた戦争廃絶論とは、「戦争廃絶は望ましいとともに可

能である」という平和主義の立場に立って、戦争の原因を解明するとともに戦争をなくすための構想⁽¹¹⁾を示すことをねらいとしている。暴力や差別は、ゼロにすることはできないとしても、極小化していかねばならない。一方、戦争はなくすることができるという想定に立っている。なぜそのような想定をするかと言えば、戦争は文明の発展のなかで人間がつくり出したものだから、人間は戦争をなくすこともできるはずだからである。

(1) 非暴力防衛という代替策

侵略にどのように立ち向かうべきなのかについては、戦争廃絶論の立場からは、全面的非協力の態勢が組めれば、時間はかかっても、侵略者を撤退に追い込んでいくことができるということになる。しかし、ウクライナでは非暴力防衛が政策として検討された形跡はない。逆に、ロシアによるクリミア併合以後、ウクライナは欧米の軍事的援助を受け、軍備を増強してきた。ロシアの脅威を感じ、武力で対抗する姿勢であったが、軍事力で劣るので、武器など、NATO諸国の軍事的支援を必要とした。そのような理由からウクライナ戦争は、欧米の武器で戦うという意味で代理戦争の様相も呈している。

現実政治では、攻められたら武装抵抗するというのが唯一の回答になっているようである。軍事力には軍事力で対抗し、相手に勝る軍事力を保持することが戦争を抑止する手段になり、ウクライナも欧米諸国による武器供与によってロシア軍に対抗している。しかし、軍事的防衛は、相互に犠牲者を増やすだけでなく、戦争がエスカレートしてくると、核兵器使用の現実的可能性も生まれてくる。

それに対し、非暴力防衛とは、防衛の考え方を根本的に変えようとするものである。軍事的防衛から非暴力防衛への転換は、軍事力への依存から脱却していくこと（脱武装）にあるが、非暴力防衛は防衛の主体と客体も転換しようとしている。

従来、防衛の主体は軍隊にあるとされてきたが、非暴力防衛ではそれを一般市民にシフトさせている。また、軍事的防衛では防衛の客体は、国民と領土にあるとされてきたが、非暴力防衛では市民社会や民主体制を守るということに転換している。

この転換の根底にあるのは、侵略は経済的支配など何らかの目的をもってなされるものだから、非協力によってその目的を遂げさせないようにするという考え方である。ジーン・シャープが言うように、「およそ統治者は、その地位と政治権力を、被治者の服従と従順と協力を依存しているのである。これは国内だけでなく、外国からの侵略と占領にもあてはまる⁽¹²⁾」。被治者の支持がなければ成り立たないという権力の性格を重視し、全面的非協力によって占領支配の目的を遂げさせないところに、非暴力防衛の眼目がある。

つまり、侵略に対しても全面的非協力の態勢が組めれば、侵略目的を阻止できるという思想である。全面的非協力は、市民的不服従も含むさまざまな非暴力手段を組み合わせる。非暴力防衛は、戦略的に有効だけではなく、人間的な闘い方として構想されている。ベトナム反戦運動は民主体制下で行なわれたから、ガンディーは大英帝国を相手に非暴力不服従をしたから成功したと言われるが、どのような政治体制のもとでも「協力しないで仕事をする」など、さまざまなかたちで良心的抵抗の余地は残されている。統治者の権威に自発的に服従している要素も強いので、非暴力防衛とは、一人ひとりの道徳的勇氣に基づく全面的な市民的不服従によって侵略者を撤退させていく戦略である。非暴力防衛と軍事的防衛の違いは、次のような点にある。

- ① 非暴力防衛は、民主的自治の強化に役立つ。対照的に、軍事的防衛では、作戦は秘密裡に決定され、決定プロセスは公開されない。垂直的な命令系統をとおして指令が下され、兵士は服従を強いられる。
- ② 非暴力防衛は、侵略者を敵視せず、共通の人間性に訴える、人間的な闘い方である。というの

も、非暴力防衛では、侵略の不当性を説き、相手を説得し、改心させようとするからである。また、戦争とは違って指導者は先頭に立って闘うことになる。戦争においても近代以前の場合は、指導者も戦場に行ったが、現代ではゲリラ戦を除いてそのようなことはない。

- ③ 非暴力防衛への参加は自発的であり、強制の要素は極力排除される。軍事的防衛でも志願兵制度によって自発的な参加による戦いは組めるが、軍のなかに組み込まれれば、命令一服従で動かされる。
- ④ 非暴力防衛も、軍事的防衛と同様に準備と訓練が必要だが、その内容はかなり異なっている。シャープによれば、非暴力防衛の成功のカギは、とりわけ市民的抵抗の精神、防衛する住民の連帯、防衛する社会の強さ、抵抗と非暴力の規律を維持する民衆の能力などにかかっている⁽¹³⁾。非暴力防衛の成否は、その基盤となる市民社会の形成度、多元的な権力基盤の有無、攻撃者の性格や戦略によって決まってくるので、市民社会を強化しておく必要がある。要するに、国内での不正に対する市民的抵抗や市民的不服従運動の積み重ねがいざというときに力を発揮するということである。

(2) 非暴力防衛の利点と弱点

軍事的防衛を当然視する考えの根底にあるのは、恐怖や不安の感覚である。もちろん、恐怖や不安をゼロにすることはできないが、恐怖のうちに暮らすよりは一歩ずつでも相互の恐怖や脅威を削減していくほうが望ましいことは明らかである。そのためには、経済協力だけでなく、他国や他文化の人びとと交流し、国境を越えた協力・連携関係を構築していく市民活動が重要である。というのも、軍事的防衛が相互の不信や脅威に基づいているのに対し、非暴力防衛は日常的に相互信頼の文明を築こうとしているからである。長期的には、非暴力文化を築くとともに世界政府と世界

法への道を拓いていく必要があるが、その間に侵略が起こった場合、非暴力防衛は有効なのか、という問題がある。軍事的防衛に代わる防衛方法としての非暴力防衛の可能性を見極めるうえで、その利点と弱点を明らかにしておきたい。まず、次のような利点と弱点をあげることができる。

非暴力防衛の利点としては、①軍事的防衛とは違ってエスカレーションは起こらない（核兵器が使われることはない）、②政府と民衆を区別でき、民衆間の協力や連帯は維持できる、③友敵関係に陥らず、報復的暴力が生じない、④国際的支援を受けやすい、⑤勝利至上主義による虐殺など、戦争固有のメカニズムに陥らないですむ、⑥説得や抗議によって侵略者を改心させる余地が大きい、があげられる。弱点としては、①領土防衛ができない（国境線を破られてしまう）、②強権政治による抑圧、全体主義体制への包摂のおそれがある、③住民は強制移住させられる可能性がある、④指導者が拉致され、傀儡政権が打ち立てられる、⑤侵略者を撤退に追い込むには時間がかかる、⑥非暴力の規律を守らせるのが困難な場合もある、があげられる。

とはいえ、非暴力防衛のねらいは、たとえ侵略されても非暴力で抵抗したら戦争にならず、戦争における集団心理による虐殺も抑制され、勝利至上主義による不合理な作戦を遂行する必要もなくなり、犠牲が少ないと想定され、粘り強く闘えば、時間はかかっても侵略者を撤退に追い込むことができるということにある。つまり、戦争を何百年後ではなく、即座に起こらなくする方法なのである。長期的な視点から見て、非暴力防衛がもし成功したら、歴史的範例になり、人類の未来に希望を与え、人類を戦争システム（戦争が合法化・正当化されている国際システム）から解放するための重大な一歩を印すことになるだろう。

非暴力防衛の弱点として領土防衛ができないことがあげられるが、国境線は限定された軍事力で警備し、市民の生活圏では非暴力で抵抗するという混合的形態を模索する議論もある⁽¹⁴⁾。しか

し、国境近辺にも住民はいるので、非暴力の妨害行動で対処することもできるはずである。シャープは、「侵入してきた軍隊にたいしてその展開を、(もし海路を通じて侵入してきたのであれば)埠頭におけるさまざまな妨害行動を通じ、列車運転の拒否を通じ、あるいは、幾千台もの自動車の乗り捨てによる主要道路や空港の封鎖を通じ、遅滞させるというようなことは可能であろう⁽¹⁵⁾」と、非暴力抵抗の可能性について言及している。

ある状況のもとでは軍事力を肯定したり⁽¹⁶⁾、集団安全保障が確立するまでの過渡期に軍事力を残したりすることは、現実的な対処の仕方である。しかし、その場合でも、外交や民際交流によって緊張を緩和し、軍事力を国境警備隊というようなかたちで転換していかないとならない。この脱武装の過程が重要であり、それは侵略が起こりづらい状況をつくり出す条件にもなるだろう。日本のように海に囲まれている国では、陸続きの国とは違って、侵略自体が非現実的だという事情も考慮して、むやみに侵略の脅威を煽ることは、かえって緊張をつくり出し、逆効果となる可能性もある。

領土防衛ができないと、占領支配され、強権の支配による弾圧や全体主義体制のもとでの恐怖支配や大量殺害、強制移住が行なわれる蓋然性を強調する議論が、軍事的防衛を肯定する文脈でよくなされている。占領支配されると、抑圧体制下に置かれ、殺害される可能性があることは否定できないが、自衛戦争に与した場合は、破壊と殺戮が大規模な範囲で起こり、自らも殺害に加担してしまうことになりかねないということを忘れてはならない。非暴力防衛は、殺されるリスクも少ないということだけではなく、決して人を殺すことはないので、道徳的に優れていると言える。軍事的防衛をした場合も占領支配されることはあり、その場合、戦争独自のメカニズムから侵略軍は、住民を敵視し、虐殺や拷問を行ないやすいことは確かであろう。

(3) 都市型社会の防衛

ウクライナの状況を見ても分かるように、都市部で軍事的に抵抗すると、多くの犠牲者を出し、壊滅的な破壊を及ぼすことになる。人口が密集する都市部に外国軍が侵攻した場合、軍事衝突によって一般市民にも多くの犠牲者が出ることは必定であり、攻撃者の軍備が圧倒的に優位な場合、軍事力で対抗することは自殺行為となるであろう。都市型社会においては、戦争は都市機能をマヒさせ、経済的な破綻を招くから、侵略者にとっても、経済的利益を求めて侵略するのであれば、侵略目的を遂げることはできないであろう。侵略に対して軍事的レジスタンスやゲリラ戦で対抗することが通常、想定されているが、この場合、戦闘が長期化し、市民の生活基盤を破壊し、自然環境の破壊や人間精神の荒廃をもたらすであろう⁽¹⁷⁾。

ウクライナ戦争は、都市型社会ではゲリラ戦が現実的でないことを明らかにした。初期の段階では都市住民に火炎瓶をもたせる計画もあったが、実際には正規軍と正規軍に編入された内外の志願兵が武装抵抗し、住民がゲリラ戦を行なっているわけではない。占領された場合は、デモや抗議活動が非暴力で行なわれた。ゲリラ戦が非現実的なのは、武器が高度化し、一定程度の訓練を受けないと使用できないからである。アゾフ連隊のように、ウクライナ軍に組み込まれた民兵組織もあったが、戦争自体が民衆の即席の武装化で対応できるレベルではなくなっている。ゲリラ戦は同士討ちになる危険も大きい。実際に、ウクライナでもドネツクなど東部の内戦での戦闘は、近距離での砲撃戦だったため、個々の被害がどちらの攻撃によるのかは容易に判断できなくなってしまっていたという⁽¹⁸⁾。

逆に、市民が一貫して非暴力で抵抗した場合、侵略者側も、狙撃兵にねらわれていると思っている場合に比べ、抵抗する民衆に対して「ちょっとしたことで手助けをしたり、残虐行為を避けたり、そして決定的な時点では叛乱を起こしたりす

る、という可能性はより大きなものとなってゆくであろう⁽¹⁹⁾」。このようなことが起こるのも、非暴力防衛が相手を敵視する闘いではないからである。つまり、非暴力防衛は、侵略者を敵と認識するのではなく、説得を試み、改心可能な闘争相手と考える。相手を敵と認識する軍事的闘争では、最終的には殲滅戦に至る可能性があるが、非暴力防衛の場合、敵-味方の区分自体を否定していると言える。

4. 戦争廃絶への道を拓く

市民的不服従は、対内的にも対外的にも行使しうる。国内における社会変革に適用される場合は、民衆の側から政治社会を変えることができる。変革手段の非暴力性によって運動への支持者・共感者を増やし、非暴力の力を形成できる。戦争に対しては、個人の決意で兵役拒否をなすことができ、侵略・占領された場合も、市民的不服従は、個人個人が起点になってさまざまなかたちで展開可能であり、侵略者を撤退に追い込んでいくための重要なツールになる。市民的不服従は非暴力とも密接に関わっているので、暴力から非暴力への転換を基底にして戦争廃絶への道を拓いていかねばならない。

(1) 暴力から非暴力への転換

征服や制圧によって平和をつくるのではなく、民衆が下から平和を構築していくのが正しい道筋であろう。もちろん、いますぐ戦争のない世界が実現するとは考えられないが、戦争廃絶は、非暴力によって世界を変えていくことができるといふ、非暴力主義の確信と結びついている。現代では、次第に非暴力の有効性が高まってきたので、何も戦国時代に戻って議論する必要はなく、国内の社会変革において暴力から非暴力への転換が進み、非暴力文化が定着してきたという人類史の歩

みを見据える必要がある⁽²⁰⁾。とはいえ、逆に、戦争による死傷者は16世紀以降著しく増加し、とくに20世紀において最も多かった⁽²¹⁾という現象はどのように理解したらよいのだろうか。

その理由としては、現代において言語が発達し、イデオロギーやナショナリズムの言説が戦争の原因になり、国民を総動員した総力戦が行なわれたという側面もあるが、武器の発達によって犠牲者が増えたという、暴力の道具的性格によるところが大きいと言えよう。空爆が行なわれ、ミサイル攻撃が頻繁になされるのが、現代の戦争の特徴の一つだが、これは、科学技術の発達の延長線上にあり、その行き着いたところに核兵器や化学兵器のような大量破壊兵器がある。

大量破壊兵器の出現は、戦闘員と非戦闘員の区別を無効にし、もし核兵器が使われれば、大量の死傷者を出すことは必至である。一方で、核兵器の所持が大国間同士の戦争を抑止し、大戦争を起りづらくしているという側面もあることは事実である。核抑止論が国際政治の現実主義的な理論として唱えられてきたのは、そのためである。しかし、核兵器が戦争を抑止するなら、すべての国が核武装したら局地戦争も起こらないことになり、核兵器不拡散条約によって核保有国が核を独占することは矛盾していることになる。ウクライナ戦争で示されたように、核兵器は、使用の可能性がつけねに存在するとともに、脅し的手段としても使われうることを忘れてはならない。核抑止論からどのように脱却していくかを真剣に考えねばならないときに至っている。

(2) 人類史のなかで戦争を捉えなおす

ウクライナ戦争とその長期化に直面して、戦争廃絶への道は遠のいたように見える。しかし、戦争を起こせないようにするには、人類史の歩みや政治秩序の変動など、長期的でマクロな視点から考えていかねばならない。というのも、戦争を「集団間の組織的・継続的な武力紛争であり、少

なくともその一方は国家ないし国家機関である」と定義する⁽²²⁾と、人類史のなかで戦争のない時代もあり、狩猟から農耕に移り、定住することによって、話しことばから書きことばへと言語が発達し、戦いを美化し、勝利者を英雄視する物語が作られ、武器が発達し、権力の維持・拡大、経済的利益の確保から戦争が始まったと考えられるからである。

興味深いのは、いずれ戦争がない時代が来ると見ている国際政治学者もいることである。現実主義的な国際政治学者の伊藤憲一は、戦争が始まったのは、旧石器時代から新石器時代の移行期で、約1万年前、紀元前8千年頃であり、国際秩序の攪乱と均衡によって戦争期、安定期が繰り返されてきたと見ている。これまでの歴史が示すように、国際政治の国内政治化が起こること、地域統合から世界統合に進むことによって戦争のない時代が来る、と認識されている⁽²³⁾。

国際政治の国内政治化というのは、政治統一がなされることによって国内政治のルールが広く行きわたるようになるということである。たとえば、大和朝廷によって豪族間の対立が平定され安定期が訪れ、豊臣秀吉によって日本統一や刀狩りが行なわれ、徳川家康によって長期安定政権の礎が築かれたように、また戦争を繰り返してきたドイツ、フランスなど西欧諸国が第二次世界大戦後、経済統合から政治統合の歩みを進めることによって、「不戦共同体」を構築し、少なくともEU域内では戦争が起こりえなくなったように、国際政治が国内政治化していくことによって戦争がなくなるという見通しである。もちろん、国家間の戦争がなくなっても内戦の可能性は残るので武力の集中が必要だが、逆に、権力が一極に集中し、地球全体主義を現出する危険があるので、権力の源泉を多元化し、非暴力文化を定着させ、市民社会の抵抗力を強化していかなければならない。

権力の多元化のカギを握るのは市民社会である。市民社会は、全体主義や独裁化、さらにはポピュリズムに対する抵抗の基盤となる。国境を越えて

市民社会が連携すれば、戦争を起こせなくすることもできる。非暴力主義の進展とともに、一人ひとりが個の自覚に立ち戻って活動し、市民的連帯と民際協力のネットワークを張り巡らせることによって、戦争をなくすることができるはずである。

(3) 戦争廃絶のための要綱

戦争はなくならない、国防は軍事力に頼るしかない、という思考の惰性から一刻も早く脱却し、人びとの意識や政治社会のあり方を「戦争のない世界」の実現へと向け変えていかねばならない。それには、戦争という暴力の本質を見極め、戦争を起こせなくするような政治社会の基盤を構築し、戦争をなくすという規範を各人の内面に確立していく必要がある。その要点は、次のような箇条にまとめられる。

- 1 戦争は、罪なき人間同士が殺し合うシステムであり、戦っている軍人は、戦争によって殺人を強いられるのだから、戦争システムから人類を解放しなければならない。
- 2 戦争においては勝利が目指され、目的が手段を凌駕するために大量虐殺が起こる。市民的不服従の実例が示すように、正しい目的は正しい手段で追求しなければならない。戦争は目的実現のための不正な手段である。
- 3 侵略されても、非暴力で抵抗する道を選ぶべきである。非暴力抵抗の研究、検討、準備を進めていかなければならない。
- 4 戦争の違法化を実効的なものとするために世界政府を設立し、世界法を制定していかなければならないが、地球市民社会の形成がそのための不可欠な前提となる。
- 5 「罪なき人を殺してはならない」という規範を人類共通の規範にしなければならない。国家は生命体ではないのだから、戦争は、個人の正当防衛権行使とは違い、組織的暴力であり、廃絶しなければならない。

- 6 戦争を放棄した日本は、自国が戦争をしないだけでなく、世界から戦争を廃絶するために率先して行動しなければならない。
- 7 民主体制のほうが独裁体制よりも戦争を起こしづらいことは確かなので、民主化に向けての制度的・文化的・経済的条件を地球的な規模で形成していかなければならない。「絶対的な権力は絶対に腐敗する」のだから、大統領や首相の任期制の確立が不可欠であり、学問の自由、報道の自由、出版の自由、批判の自由など、市民的自由が尊重されなければならない。

おわりに

戦略的非暴力の理論家ジーン・シャープが「戦争その他の暴力⁽²⁴⁾」という表現を用いたように、戦争は物理的暴力の最も典型的な形態である。戦争だけが地獄ではないが、「戦争は地獄である」ことが真実であることを、私たちはウクライナ戦争という同時代の出来事とおして再認識させられた。ウクライナ戦争に直面して銘記しておきたいのは、戦争は一人の人間でも起こせるが、平和は一人の人間では築くことはできないということである。戦争は、最大の暴力であり、人間性に反するものなのだから、戦争はなくなるとか、国防は軍事力に頼るしかないという思考の惰性から脱却して、戦争廃絶を実現していかなければならない。

ウクライナ戦争によって、戦争が起こると終結させるのが難しいこと、戦争においては生命や人権がたやすく否定されること、したがって、規範原理を確立するだけでなく、戦争を起こせなくするような地球社会の構造をつくっていかなければならないことを思い知らされた、と言うべきであろう。他国民や他民族を殺すことを当然としない文明に到達するには、国境を越えた交流によって人間としての共通性を信頼し、高めていかなければならず、どのようなことが起こっても、その歩みを止めてはならない。

註

- (1) 市民的不服従の概念については、寺島俊徳『市民的不服従』（風行社、2004年）15頁参照。
- (2) Gene Sharp, *The Politics of Nonviolent Action*, Part 2 *The Methods of Nonviolent Action* (Boston: Porter Sargent Publishers, 1973); *From Dictatorship to Democracy: A Conceptual Framework for Liberation* (London: Green Print Housmans, 2011) [ジーン・シャープ『独裁体制から民主主義へ——権力に対抗するための教科書』〔ちくま学芸文庫〕瀧口範子訳（筑摩書房、2012年）]などに載せられた、198の非暴力行動のうち133から141が「服従に代えて市民がとりうる方法」であり、その一つとして141番目に「正当でない法律に対する市民的不服従」があげられている。
- (3) 市民的不服従の概念の拡がりについては、William E. Scheurman, *Civil disobedience* (Medford: Polity Press, 2018) [ウィリアム・E・ショイアマン『市民的不服従』井上弘貴、藤井達夫、秋田真吾訳（人文書院、2022年）]、William E. Scheurman (ed.), *The Cambridge Companion to Civil Disobedience* (Cambridge: Cambridge University Press, 2021) 参照。
- (4) ベトナム戦争の際の兵役拒否についてはアメリカのワシントン大学のサイト“Vietnam: Draft Resistance” by Jessie Kindig (https://depts.washington.edu/antiwar/vietnam_draft.shtm) 参照。
- (5) レフ・トルストイ『文読む月日（上）』〔ちくま文庫〕北御門二郎訳（筑摩書房、2003年）404頁。
- (6) 久野収「市民的権利の立場から」『展望』第161号（1972年5月）14-15頁参照。
- (7) 久野収「転向の内面的意味について」（1975年）、『久野収集Ⅱ 市民主義者として』（岩波書店、1998年）所収、184-185頁参照。
- (8) Christian Bay, “Civil Disobedience: Prerequisite for Democracy in Mass Society,” in David Spitz (ed.), *Political Theory and Social Change* (New York: Atherton Press, 1967), p. 178.
- (9) 文春オンライン特集班『《徴兵拒否のため病気を偽装、女装して避難する男も》ウクライナ侵攻から1ヵ月、現地在住邦人が語る“国民総動員の現実”』『文春オンライン』2022年3月28日 (<https://bunshun.jp/articles/-/53026>)。
- (10) 真野森作『ルポ プーチンの戦争——「皇帝」はなぜウクライナを狙ったのか』〔筑摩選書〕（筑摩書房、2018年）297頁。
- (11) 寺島俊徳『戦争をなくすための平和学』（法律文化社、2015年）136-233頁参照。
- (12) Gene Sharp, *Making the Abolition of War a Realistic Goal* (New York: World Policy Institute, 1980), p. 7. [ジーン・シャープ

「戦争の廃絶を実現可能な目標とするために」岡本珠代
訳『軍事民論』特集第28号(1982年5月)105頁]

- (13) Gene Sharp, “Coup d’état,” in: Roger S. Powers and William B. Voegelé (eds.), *Protest, Power and Change: An Encyclopedia of Nonviolent Action from ACT-UP to Women’s Suffrage* (New York & London: Garland Publishing Inc., 1997), pp. 132–133 参照。
- (14) Heinz Vetschera, *Soziale Verteidigung, ziviler Widerstand, immerwährende Neutralität* (Wien: Braumüller, 1978), S. 155 参照。
- (15) Gene Sharp, *Exploring Nonviolent Alternatives* (Boston: Porter Sargent Publishers, 1970), p. 64. [ジーン・シャープ『武器なき民衆の抵抗——その戦略論的アプローチ』小松茂夫訳(れんが書房、1972年)117頁]
- (16) Michael Randle, *Civil Resistance* (London: Fontana Press, 1994), p. 126. [マイケル・ランドル『市民的抵抗』石谷行、田口江司、寺島俊穂訳(新教出版社、2003年)146頁参照]
- (17) 松下圭一「都市型社会と防衛論争」(1981年)、『戦後政治の歴史と思想』[ちくま学芸文庫](筑摩書房、1994年)所収、399–401頁参照。
- (18) 『ルポ プーチンの戦争——「皇帝」はなぜウクライナを狙ったのか』277–278頁参照。
- (19) *Exploring Nonviolent Alternatives*, p. 64. [『武器なき民衆の抵抗——その戦略論的アプローチ』117頁]
- (20) スティーブン・ピンカーが『暴力の人類史』のなかで描いているように、理性的に振る舞う文化が定着することによって人類は徐々に暴力を克服してきたと言える (Steven Pinker, *The Better Angels of Our Nature: Why Violence has declined* (New York: Penguin, 2012) [スティーブン・ピンカー『暴力の人類史』[上・下] 幾島幸子、塩原通緒訳(青土社、2015年)] 参照)。
- (21) 最上敏樹『いま平和とは——人権と人道をめぐる9話』[岩波新書](岩波書店、2006年)5–7頁参照。
- (22) 戦争の定義については、Istvan Kende, “Local Wars 1945–76,” in Asbjørn Eide and Marec Thee (eds.), *Problems of Contemporary Militarism* (London: Croom Helm, 1980), p. 261 参照。
- (23) 伊藤憲一『新・戦争論』[新潮新書](新潮社、2007年)25–66頁参照。
- (24) Gene Sharp, *There Are Realistic Alternatives* (Boston: The Albert Einstein Institution, 2003), p. 1.